

教育力の向上を目的とした地域連携講座の構築

松井宗彦

(茨城大学生涯学習教育研究センター長)

(1) はじめに一地域の教育力とは

「地域の教育力」とは、幼児・生徒・学生たちの学びの過程において、優れた知的影響をえるであろう地域社会に存在するあらゆる人、家庭、文化、歴史、社会組織をはじめ、建築、生活用具、自然環境などを指しており、地域に根づいた教育資源となり得る価値あるものを総称している。学校教育における「地域の教育力」の具体的な活用法としては、例えば…①々な分野で活躍する専門家などの「地域人材」、②博物館、発電所、機械製造工場、食品加所などの「地域施設」、③地場産業や地域の伝統文化、農作物、海産物、伝統工芸などの「域素材」、④老人ホームへの訪問や地域のNPO団体・ボランティア・グループなどとの「地交流」、⑤その地域固有の名勝、山、森、川、田畑などの「自然環境」…を学習指導の中にみ込み、活かしていくことが考えられる。こうした学習法が次世代を担う青少年に、郷土へ理解を目覚めさせることによって、また彼らが「地域の教育力」として存在価値を発揮するようになるであろうことを期待する。「地域の教育力」を如何に活用し、青少年の育成にどのように役立てて行くかは、社会教育の分野の任務でもある。社会教育と学校教育は車の両輪の係にあって、社会教育を活性化させることは、ひいては学校教育を進展させることに連動しており、相互作用の軸で結ばれている。

(1-1) 茨城大学生涯学習教育研究センターにおける地域連携講座の開発

茨城県と茨城大学との連携のもと、県民の多様なニーズに対応するため、平成14年度は社貢献活動や社会奉仕活動を通じて青少年育成に関わるボランティア養成講座を新設するとともに、茨城県域住民の教育力を高めることを目的として、産業人を対象とした教養講座を開設した。平成15年度には、現代社会の新しい動向に着目して地域住民の消費生活意識を啓発する座の開発、更には社会教育活動・生涯学習指導に携わる現職学校教員の養成を目途とした講を企画した。これらの趣旨を達成するため、次の4つの事業を展開することにした。

①「ボランティア活動推進講座」：中央教育審議会の答申『青少年の奉仕活動の推進につて（平成14年7月29日）』を受け、社会貢献と青少年育成のための奉仕活動に従事する人材の成を目的とする。大学生・一般を対象に4年間で300人のボランティア・コーディネーター、ボランティア活動に従事する人材を養成する。茨城県教育委員会と茨城大学生涯学習教育研究センターが共催する講座であり、教育委員会は一般市民、そして茨城大学生涯学習教育研究センターは茨城大学生を、それぞれ分掌する。講習を修了した市民には、茨城県知事（弘道館アデミー学長）及び茨城大学生涯学習教育研究センター長の名前を併記した修了証書が授与さる。茨城大学の履修基準を満たした学生には、「総合科目2単位」が認定される。

②「がんばる茨城産業人講座」：茨城大学と茨城産業会議（茨城県商工会議所連合会、茨県

商工会連合会、茨城県中小企業団体中央会、茨城県経営者協会)が連携し、茨城県内の産人を対象として幅広い教養と視野、ならびに独創的な能力を高めるための学習機会を提供することを目的として開講する。茨城産業会議及び茨城大学 PR 委員会が共同で企画立案を行うこれを受けて、茨城大学生涯学習教育研究センターが調整し実施する共催講座である。

③「消費生活基礎講座」：最近の消費者問題とそれへの対処法、さらには法的な規制や消費者トラブルの解決のために行われる消費生活相談の実際を学び、自立した消費者の育成を図ることを目的として、開設する。茨城大学生涯学習教育研究センターが主催し、茨城県生活環境部生活文化課の協賛によって企画される講座である。茨城県生活環境部生活文化課は消費者に関する専門職員を自費で派遣する。一般市民と茨城大学生が受講する。茨城大学の履修基を満たした学生には、「総合科目 2 単位」が認定される。

④「社会教育基礎講習」：学校教育法及び社会教育法の一部改正（H13.7）により、学校教育と社会教育との連携を図り、社会奉仕体験活動等、体験活動を充実することが教育委員会事務として規定されたことに伴い、これらをコーディネートできる人材を養成する。更には社会教育行政の専門的教育職員として位置づけられている「社会教育主事」の全校配置人数限度があることから、教員が社会教育の基礎知識を短期間に修得できる「社会教育基礎講習」を新たに設け、多くの教員が受講できる体制を整備するとともに、地域の重要な教育資源である学校の施設等を広く地域に開放し、学校教育と社会教育の連携（融合）を推進して、家庭び地域社会の教育力の向上を図る。公立小中学校教員を対象に、4年間で800人の社会教育の基礎知識をもった教員を学校に配置することで、学校教育と社会教育の間を連結し、コーディネートできる人材を養成する。講習を修了した教員には、茨城県教育長、及び茨城大学生涯学習教育研究センター長の名前を併記した修了証書が授与される。

（1-2）実施時期・方法・期待される効果

①平成 14 年度「ボランティア活動推進講座」：学生にはボランティア活動への参加を誘い一般市民にはコーディネーターとしての活躍の足掛かりを掴んでもらう。文部科学省からの算通達が遅くなったため、平成 15 年 2 月に開催することとなった。

②平成 14 年度「がんばる茨城産業人講座」：勤務が終わる夕方 6 時からの開催により、多くの産業人が受講できるように配慮した。講師には茨城大学教官をはじめ、企業の第一線で活中のエキスパートで構成、刺激的な内容で牽引していく方向を工夫した。

③平成 15 年度「ボランティア活動推進講座」：実施期間は 10 月 1 日から 11 月 30 日まで。大生 50 人、一般 25 人、合計 75 人を対象として開講。

④平成 15 年度「がんばる茨城産業人講座」：平成 14 年度とは視点を変え、「地域の再生」主題に、水戸地区のほか、地域の期待に応じて、日立地区、土浦地区でも交互に開講することにした。実施時期は平成 14 年度と同じ。

⑤平成 15 年度「消費生活基礎講座」：茨城大学教官及び茨城県消費生活センターの専門家より、一般市民と学生を対象に、消費生活に関する法律、実際の生活の場で発生している問題、契約上のトラブルと相談事例等について解説、生活の知恵を伝授する。

⑥平成 15 年度「社会教育基礎講習」：実施期間は 8 月 18 日から 8 月 22 日まで。受講者は学校員 200 人。受講修了者には学校と地域を結び、ボランティア活動及び学習活動が支援できる導者としての役割遂行を期待する。

(1-3) 平成14～15年度「地域貢献事業」費用内訳

地域連携講座名	使 途	備 考
ボランティア活動 推進講座	講師謝金／講師旅費 講義概要印刷／ ポスター等印刷	平成14年度及び平成15年度「文部科学省地域貢特別支 援事業経費」にもとづく配分による事業
がんばる茨城 産業人講座	講師謝金／講師旅費 資料印刷／	平成14年度及び平成15年度「茨城大学学長裁量経費」 の配分による事業
消費生活基礎講座	講師謝金／講師旅費 ポスター等印刷／ 資料印刷／通信費／	平成14年度及び15年度茨城大学生涯学習教育研究セン ター運営経費による事業（茨城県生活環境部生活文化課 及び茨城県消費生活センター職員の派遣費用は茨城県が 負担）
社会教育基礎講習	講師謝金／講師旅費 講義概要印刷／ ポスター等印刷	講師への謝金・旅費及び学校教員の研修派遣に係る費用 は茨城県教育委員会が負担

(1-4) 地方自治体と国立大学の役割分担の内容（費用面等を含む）

①「ボランティア活動推進講座」：民・官・学の連携による講座運営を実現させるために茨城県、ボランティア団体、茨城大学等の連携による系統的な運営を行う。一般及びコーディネーターの受講者には、茨城県知事ならびに茨城大学生涯学習教育研究センター長の連名に「修了証書」を交付する。大学生には茨城大学の成績判定基準に従い、「総合科目2単位」認定する。この事業に係る費用は茨城大学が負担する。

②「がんばる茨城産業人講座」：平成14年度及び15年度茨城大学学長裁量経費の配分による事業。茨城産業会議と茨城大学PR委員会が企画立案し、茨城大学生涯学習教育研究センターが運営を担当、講座を実施調整する。

③「消費生活基礎講座」：平成14年度及び15年度茨城大学生涯学習教育研究センター運営費による事業（茨城県生活環境部生活文化課及び茨城県消費生活センター職員の派遣費用は茨城県が負担）。大学生には茨城大学の成績判定基準に従い「総合科目2単位」を認定する。

④「社会教育基礎講習」：この講習は「社会教育主事講習」に接続する前段階の教育とし位置づけ、茨城大学において実施する。講師は茨城大学等から派遣する。この事業に係る経はすべて茨城県教育委員会が負担する。

(2) 地域連携事業としての「ボランティア活動推進講座」

本講座の開講にあたり、茨城大学生に次のように呼びかけた。「青年たちの社会奉仕活動への参加が期待されています。あなたはこれまでに、ボランティアの社会的な意義について考えてみたことがありましたか。この講座は、中央教育審議会答申『青少年の奉仕活動の推進について』を受け、茨城大学及び茨城県教育委員会が協力し合って共催する講座です。この講座では一般市民と学生と一緒に受講します。年令や世代を超えて『教え合い』、そして『学び合い』、自分の得意な分野で関わりを持ち、一人一人の個性を発揮する方向で取り組むことが、あなたの新しい生きがいにつながることをきっと発見することでしょう。あなたもこの講座を受講してボランティアを始めてみませんか。①この公開講座を受

講して茨城大学が規定した成績基準を満たした学生には「総合科目2単位」が認定されます。②講師には茨城大学の教官はじめ、社会の第一線で活躍中のスペシャリストが担当します。③募集人員は先着順に50名まで。」

受講を希望する学生たちには、「この講座を受講したいと考えた理由・目的を書いて下さい」と小課題を与え、その内容を審査して、「積極的にボランティア活動に参加する意欲のある者」という募集規定に合致した学生を選抜することにした。一般市民については茨城県教育庁生涯学習課が窓口となり、「コーディネーターとしてボランティア活動の中心的な役割を担える者」という募集規定にもとづき、ボランティア活動の経験が実際にある人を選抜することになった。

(2-1) 平成14年度「ボランティア活動推進講座」実施要項

<p>1. 目的 本講座は、中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動の推進について（平成14年7月29日）」を受け、社会貢献と青少年育成のための奉仕活動に従事する人材を養成し、併せて大学と自治体との連携及び地域住民との交流を図ることを目的とする。</p> <p>2. 講座を行う機関名 茨城大学及び茨城県教育委員会による共催事業</p> <p>3. 講座の期間及び会場 (1) 期間平成15年2月1日（土）から2月16日（日）までの土・日曜日 (2) 会場茨城大学共通教育棟2号館12番教室（茨城県水戸市文京2-1-1） 電話029（228）8413（茨城大学総務部地域連携推進室生涯学習係） ただし、第11回以降は茨城県立図書館（茨城県水戸市三の丸1-5-38）</p> <p>4. 受講者の選抜条件 茨城大学生については、「積極的にボランティア活動に参加する意欲のある者」を受講の資格とする。 一般市民については、「コーディネーターとしてボランティア活動の中心的な役割を担える者」を受講の資格とする。</p> <p>5. 講座プログラム</p>	
<p>[第1回] 平成15年2月1日（土） 「生涯学習社会とボランティア」</p>	<p>10：00～12：00 茨城大学生涯学習教育研究センター／教授 藤平誠二</p>
<p>[第2回] 平成15年2月1日（土） 「ボランティアの歴史と考え方」</p>	<p>13：00～15：00 茨城大学人文学部／教授 松村直道</p>
<p>[第3回] 平成15年2月2日（日） 「現代社会とボランティアの必要性」</p>	<p>10：00～12：00 茨城大学生涯学習教育研究センター／助教授 長谷川幸介</p>
<p>[第4回] 平成15年2月2日（日） 「市民参画社会とボランティア」</p>	<p>13：00～15：00 日立市市会議員 伊藤智毅</p>
<p>[第5回] 平成15年2月8日（土） 「福祉社会とボランティア」</p>	<p>10：00～12：00 茨城県社会福祉協議会／部長 稲野辺正男</p>
<p>[第6回] 平成15年2月8日（土） 「ボランティア活動の原理と可能性」</p>	<p>13：00～15：00 NPO法人コモンズ／事務局長 横田能洋</p>
<p>[第7回] 平成15年2月9日（日） 「男女共同参画社会とボランティア」</p>	<p>10：00～12：00 「アジアの風」ネットワーク／事務局長 三富和代</p>
<p>[第8回] 平成15年2月9日（日） 「循環型社会とボランティア」</p>	<p>13：00～15：00 霞ヶ浦市民協会／副理事長 真山淑枝</p>
<p>[第9回] 平成15年2月15日（土） 「学校社会とボランティア」</p>	<p>10：00～12：00 水戸ユネスコ協会／副会長 中根惇子</p>
<p>[第10回] 平成15年2月15日（土） 「インターンシップ（実地研修）」</p>	<p>14：00～16：00 茨城県水戸生涯学習センター／コーディネーター 大録久美子</p>

[第11回] 平成15年2月16日(日)	10:00～12:00	
「ボランティアアクションと行政」	茨城県教育庁生涯学習課/課長	
(茨城県立図書館視聴覚ホール)		河原井 忠 男
[第12回] 平成15年2月16日(日)	13:00～15:00	
公開シンポジウム「ボランティア社会の可能性」		
コーディネーター/茨城大学生涯学習教育研究センター		長松井 宗彦
シンポジスト/茨城大学生涯学習教育研究センター助教授		長谷川 幸介
シンポジスト/笠間市立佐城小学校長		藤 枝 登
シンポジスト/常陸太田市男女共同参画審議委員		塩 原 慶子
シンポジスト/茨城県環境アドバイザー		広 戸 京子
(茨城県立図書館視聴覚ホール)		

(2-3) 平成14年度「ボランティア活動推進講座」の成果と改善事項

1. 事業の概要—地域のニーズと講座の目的

茨城県と茨城大学との連携のもと、県民の多様なニーズに対応するため、社会貢献活動、青少年育成のための奉仕活動等に関わるボランティア、及び社会教育・生涯学習活動等に携わる社会教育主事・生涯学習指導者等を養成する。この趣旨を達成するため、中央教育審議会の答申『青少年の奉仕活動の推進について(平成14年7月29日)』を受け、社会貢献と青少年育成のための奉仕活動に従事する人材の育成を養成することが、本講座の目的であった。

2. 活動計画—現在までの事業の進捗状況

本講座の開講にあたり、受講者を募集したところ、すでに読売・産経・日経・茨城等の新聞各社がこの講座開設についての記事を掲載したこともあって、一般市民48名、茨城大学生約100名の応募があった。しかし学生についてはインターンシップの受け入れ数に制約があるため、特にボランティア活動に意欲的に取り組みたいと回答した者に限りをし、50名に限定した。国立大学としては最初の試みであり、地域連携の指標として今後、各大学に大きな刺激を与えるものと考えられる。講座のプログラムは下記のとおりである。

第10回の「インターンシップ(実地研修)」は、次の四つの施設ならびに関係者の協力を得て実施された。受講者は四つのグループに分かれ、各施設に移動して研修を行った。

- ①茨城県水戸生涯学習センター/指導講師
(大録久美子/水戸生涯学習センター・コーディネーター)
- ②社会福祉法人「ミオス MIOS」/指導講師
(井上利昭/水戸市社会福祉協議会・ボランティア係長)
- ③茨城県立図書館/指導講師(須田洋治/茨城県立図書館・主査兼普及課長)
- ④茨城県総合福祉会館/指導講師(皆川広一/茨城県社会福祉協議会・ボランティア部長)

3. 平成14年度の経過と具体的な成果

- (1) ボランティアの理論的実践的背景を系統的に学習することができた。
- (2) 大学生、一般及びコーディネーターの相互交流を具体的に展開する学習の場とすることができた。
- (3) 40名の大学生には成績判定基準に従い「2単位」を認定することができた。
- (4) 48名の一般及びコーディネーターには「修了証書」を交付することができた。
- (5) 民・官・学の連携による講座運営が可能となった。また茨城県、ボランティア団体、茨城大学等の連携による系統的な運営を行うことが可能であった。
- (6) 各種の活動分野別ボランティアとの連携が実現し、実践活動に移った学生も見受けられた。
- (7) 「コーディネーターとしてボランティア活動の中心的な役割を担える者」「積極的にボランティア活動に参加する意欲のある者」を受講資格者と規定し、厳しい条件で受け止めたことにより、特に学生には、事前の動機づけとして効果的であった。

4. 平成14年度・活動日誌（平成14年11月以降）

14. 11. 20.	合同会議（茨城県庁）	茨城県教育委員会と当センターによる計画検討・打ち合わせ
14. 12. 4.	合同会議（茨城県庁）	茨城県庁・記者クラブでの記者会見
14. 12. 6.	センター会議（茨城大学）	茨城県教育委員会と当センターにおける役割分担・講師の依頼
14. 12. 20.	センター会議（茨城大学）	講義案の作成・ポスターの作成
15. 1. 21.	センター会議（茨城大学）	インターンシップ会場点検・公開シンポジウムの会場設営

(2-2) 平成15年度「ボランティア活動推進講座」実施要項

1. 目的

本講座は、中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動の推進について（平成14年7月29日）」を受け、社会貢献と青少年育成のための奉仕活動に従事する人材を養成し、あわせて大学と自治体との連携及び地域住民との交流を図ることを目的とする。

2. 講座を行う機関名

茨城大学及び茨城県教育委員会による共催事業

3. 講座の期間及び会場

- (1) 期間平成15年10月25日（土）から11月30日（土）まで
- (2) 会場茨城大学共通教育棟2号館12番教室（茨城県水戸市文京2-1-1）
電話029（228）8413（茨城大学総務部地域連携推進室生涯学習係）
ただし、第11回以降は茨城県立図書館（茨城県水戸市三の丸1-5-38）

4. 受講者の選抜条件

茨城大学生については、「積極的にボランティア活動に参加する意欲のある者」を受講の資格とする。

一般市民については、「コーディネーターとしてボランティア活動の中心的な役割を担える者」を受講の資格とする。

5. 講座プログラム

[第1回]「ボランティアの歴史と考え方」平成15年10月25日（土）	10：00～12：00
茨城大学人文学部／教授	松村直道
[第2回]「国際社会とボランティア」平成15年10月25日（土）	13：00～15：00
茨城県国際交流協会交流推進課／課長	岩本郁子
[第3回]「市民参画社会とボランティア」平成15年11月1日（土）	10：00～12：00
日立市市議員	伊藤智毅
[第4回]「男女共同参画社会とボランティア」平成15年11月1日（土）	13：00～15：00
茨城県立女性プラザ／館長	和田洋子
[第5回]「生涯学習社会とボランティア」平成15年11月8日（土）	10：00～12：00
茨城大学生涯学習教育研究センター／助教授	長谷川幸介
[第6回]「循環型社会とボランティア」平成15年11月8日（土）	13：00～15：00
NPO法人エコタウンほこた／代表	坂東秀樹
[第7回]「ボランティアアクションと行政」平成15年11月15日（土）	10：00～12：00
茨城県教育庁生涯学習課／社会教育主事	坂入宜成
[第8回]「生涯スポーツとボランティア」平成15年11月15日（土）	13：00～15：00
茨城大学教育学部／教授	日下裕弘

<p>[第9回]「インターンシップ(実地研修1)」平成15年11月29日(土) 10:00～12:00 会場(1):茨城県銚田町環境学習施設 坂東秀樹 会場(2):ミオス(水戸市福祉ボランティア会館) 井上利昭 会場(3):日立市塙山コミュニティセンター 西村ミチ江</p>
<p>[第10回]「インターンシップ(実地研修2)」平成15年11月29日(土) 13:00～15:00 会場(1):茨城県銚田町環境学習施設 坂東秀樹 会場(2):ミオス(水戸市福祉ボランティア会館) 井上利昭 会場(3):日立市塙山コミュニティセンター 西村ミチ江</p>
<p>[第11回] 講演会「福祉社会とボランティア」平成15年11月30日(土) 10:00～12:00 北海道伊達市地域生活支援センター/施設長 小林繁市</p>
<p>[第12回]「公開シンポジウム:ボランティア社会の可能性」 平成15年11月30日(土) 13:00～15:00 コーディネーター/茨城大学生涯学習教育研究センター長 松井宗彦 シンポジスト/茨城大学生涯学習教育研究センター助教授 長谷川幸介 シンポジスト/北海道伊達市地域生活支援センター施設長 小林繁市 シンポジスト/水戸市社会福祉協議会・ボランティア振興係長 井上利昭 シンポジスト/受講者(市民代表) 鈴木弘子 シンポジスト/受講者(学生代表) 村上加苗</p>
<p>6. 受講の選定 受講の選定は希望理由等を審査し、次の者が行う。なお選定結果は、平成15年10月中旬に各機関から受講者へ通知する。 (1) 茨城大学学生 茨城大学大学教育研究開発センター長 (2) 一般 茨城県教育委員会教育長</p> <p>7. 受講の申込期間 平成15年10月1日(水)～10日(金)(必着)</p> <p>8. 修了の認定 (1) 茨城大学学生 茨城大学の成績基準を満たした者については、「総合科目2単位」を認定する。 (2) 一般 全プログラムの3/4以上を出席した者については、「修了証書」を授与する。</p> <p>9. 受講に要する経費 無料ただし、講座に必要なテキスト、参考書等の購入費及び交通費等は各自で負担する。</p> <p>10. その他 (1) 会場へは、原則として公共の交通機関を利用すること。 なお、茨城大学構内駐車場の利用を希望したい者は、あらかじめ申込書にその旨を記入すること。 (2) 日程、担当講師等については、都合により変更する場合がある。</p>

(2-4)『講演会』ならびに『シンポジウム』

講演会は『福祉社会とボランティア』と題して、小林繁市氏(北海道伊達市地域生活支援センター施設長)に講話をお願いした。講座の最終回には、昨年引き続き『ボランティア社会の可能性』をテーマに、シンポジウムを開催。シンポジストとして、小林繁市(北海道伊達市地域生活支援センター施設長)、井上利昭(水戸市社会福祉協議会・ボランティア振興係長)、長谷川幸介(茨城大学生涯学習教育研究センター助教授)、村上加苗(受講学生代表)、鈴木弘子(市民受講者代表)の5氏を招き、コーディネーターは松井(茨城大学生涯学習教育研究センター長)が務めた。参加者は自由参加の一般市民も含め170名余が熱心に討論に参加。参加者全員で討論を進めることに主眼をおいた。

受講者を対象にしたアンケート調査にもとづき点検評価を行い、改善点として、平成15年度は水戸地区の会場だけでなく、更に土浦地区（茨城県南生涯学習センター）と県北地区（日立市商工会議所）の2会場を増やして、地域住民の便宜を図ることにした。このように、当センターは常に社会貢献の最前線で活動を展開している。

（3-1）平成14年度「がんばる茨城産業人講座」実施要項

<p>1. 目的 茨城大学と茨城産業会議の連携のもと、茨城県内の産業人に対し、幅広い教養と視野及び独創的な能力を高めるための学習機会を提供する。</p> <p>2. 講座名 「がんばる茨城産業人講座」—大学から産業界へ贈るメッセージ—</p> <p>3. 期間 平成14年7月17日（水）～9月25日（水）</p> <p>4. 講座カリキュラム</p>																				
回数	開催日	講義科目	講師																	
1	7月24日（水）	産業技術と学術技術	茨城大学長 宮田武雄																	
2	7月24日（水）	キャリアカウンセリングと人材開発	茨城大学助教授（教育学部） 佃直毅																	
3	7月31日（水）	高齢化社会における健康を工学的に考える	茨城大学教授（工学部） 白石昌武																	
4	8月7日（水）	高齢化社会における健康を工学的に考える —その2	茨城大学教授（工学部） 白石昌武																	
5	8月21日（水）	NPOとともに新ビジネスを —新たないきがいを作る時代に—	茨城NPOセンター・コモンズ 横田能洋																	
6	8月28日（水）	三桜工業の海外展開 —海外事業の歴史と狙い—	三桜工業(株)取締役海外事業部担当 細島孝																	
7	9月4日（水）	環境問題と食生活	茨城大学助教授（人文学部） 河野直践																	
8	9月11日（水）	電子商取引等	茨城大学教授（人文学部） 梅田武敏																	
9	9月18日（水）	新しい人事・労務管理と勤労者の生活設計	茨城大学助教授（人文学部） 清山玲																	
10	9月25日（水）	茨城産業の課題—地域産業の再生のために	茨城産業会議議長 西野虎之介																	
<p>6. 受講定員 40名</p> <p>7. 受講料 無料</p> <p>8. 主催 茨城大学 茨城産業会議（茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会、茨城県中小企業団体中央会、茨城県経営者協会）</p> <p>9. 問い合わせ先及び申込先</p> <table border="0"> <tr> <td>茨城大学総務部地域連携推進室</td> <td>TEL：029-228-8605</td> </tr> <tr> <td>茨城県商工会議所連合会</td> <td>TEL：029-226-1854</td> </tr> <tr> <td>茨城県商工会連合会</td> <td>TEL：029-224-2635</td> </tr> <tr> <td>茨城県中小企業団体中央会</td> <td>TEL：029-224-8030</td> </tr> <tr> <td>茨城県経営者協会</td> <td>TEL：029-221-5301</td> </tr> </table> <p>10. その他</p> <p>(1) 講義時間は、毎回18時から20時までの2時間とする。</p> <p>(2) カリキュラムは、講師の都合等により変更する場合がある。</p> <p>(3) 受講希望は、講義科目ごとに行う。</p> <p>11. がんばる茨城産業人講座・受講希望者数 <受講者総数：325名></p>											茨城大学総務部地域連携推進室	TEL：029-228-8605	茨城県商工会議所連合会	TEL：029-226-1854	茨城県商工会連合会	TEL：029-224-2635	茨城県中小企業団体中央会	TEL：029-224-8030	茨城県経営者協会	TEL：029-221-5301
茨城大学総務部地域連携推進室	TEL：029-228-8605																			
茨城県商工会議所連合会	TEL：029-226-1854																			
茨城県商工会連合会	TEL：029-224-2635																			
茨城県中小企業団体中央会	TEL：029-224-8030																			
茨城県経営者協会	TEL：029-221-5301																			
		7月			8月			9月												
開催日		17日	24日	31日	7日	21日	28日	4日	11日	18日	28日									
回数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10									
参加者数		26	37	33	27	31	30	32	39	37	33									

(3-2) 平成15年度「がんばる茨城産業人講座」実施要項

茨城大学と茨城産業会議の連携による産業人講座要項				
<p>1. 目的：茨城大学と茨城産業会議の連携のもと、茨城県内の産業人に対し、幅広い教養と視野及び独創的な能力を高めるための学習機会を提供する。</p> <p>2. 講座名：「がんばる茨城産業人講座」—大学から産業界へ贈るメッセージ—</p> <p>3. 期間：平成15年7月16日(水)～9月10日(水)</p> <p>4. 講座カリキュラムおよび会場：</p>				
<p>○地域の再生を考える～現代の地域産業社会</p> <p>場所：茨城県三の丸庁舎302講座室(水戸市三の丸1-5-38 TEL:029-231-4717)</p>				
1	7月16日(水)	男女教と共同参画と日本社会の構造改革	渋谷敦司(茨城大学人文学部教授)	水戸
4	8月6日(水)	機械製造技術のデジタル化	乾 正和(茨城大学工学部助教授)	水戸
6	8月27日(水)	県の食と農の持続的発展 —有機農業と環境—	小松崎将一(茨城大学農学部助教授)	水戸
7	9月3日(水)	県域に生きる企業—「NPO」との「協働」	帯刀 治(茨城大学人文学部教授)	水戸
<p>○産業の再生を考える～内外から産業界を見る</p> <p>場所：日立商工会議所会館(日立市幸町1丁目21-2 TEL:0294-22-0128)</p>				
3	7月30日(水)	まちづくりと産業の「元気」	斉藤典生(茨城大学人文学部教授)	日立
8	9月10日(水)	中国の経済環境と茨城	梁 継国(茨城大学人文学部教授)	日立
<p>○企業と企業人の再生を考える～生活人としての産業人</p> <p>場所：茨城県県南生涯学習センター(土浦市大和町9-1 TEL:0298-26-1101)</p>				
2	7月23日(水)	産業人のライフスタイルと家庭・子ども	数井みゆき(茨城大学教育学部助教授)	土浦
5	8月20日(水)	企業を支える「こころ・からだ」と癒し	日下裕弘(茨城大学教育学部教授)	土浦
<p>5. 受講定員：50名</p> <p>6. 受講料：無料</p> <p>7. 主催：茨城大学 茨城産業会議(茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会、茨城県中小企業団体中央会、茨城県経営者協会)</p> <p>8. 問い合わせ先及び申込先：</p> <p>茨城大学総務部地域連携推進室 TEL:029-228-8605</p> <p>茨城県商工会議所連合会 TEL:029-226-1854</p> <p>茨城県商工会連合会 TEL:029-224-2635</p> <p>茨城県中小企業団体中央会 TEL:029-224-8030</p> <p>茨城県経営者協会 TEL:029-221-5301</p> <p>9. その他：</p> <p>(1) 講義時間は、毎回18時から20時までの2時間とする。</p> <p>(2) カリキュラムは、講師の都合等より、変更する場合がある。</p> <p>(3) 受講希望は、講義科目ごとに行う。</p>				

(4) 地域連携事業としての「消費生活基礎講座」

この講座を開講するにあたり、茨城大学生涯学習教育研究センターから茨城大学生には次のようなメッセージを贈った。

「転ばぬ先の杖（つえ）という表現があります。茨城大学の学生は近年、悪質な販売業者の標的にされて被害にあっている、という実態があります。消費者として賢く生きていくには、消費生活に関する知識が必要であります。この講義は消費生活に必要な法律、契約、衣料品、食品、金融ローン、貸借、家賃の支払いなどについての問題を事例として取り扱いつつ、生活の知恵として学びとってもらうことを目的として企画されました。講師の先生方は、この分野の第一線で活躍中の専門家によって構成されています。この公開講座は一般市民と学生が一緒になって受講します。意欲的な勉学精神をもつ学生のみ受講を認めますが、レポートの課題も厳しく、ハードな授業になることが予想されますので、途中で落伍しない心構えが必要です」大学教育研究開発センターを通じて全学部から1～4年次生あわせて、制限人数を超えた53名の学生が受講登録を行い、最終的には、24人の学生が「総合科目2単位」取得の認定を受けた。

(4-1) 「消費生活基礎講座」開催要項

茨城大学生涯学習教育研究センター／主催茨城県生活環境部生活文化課／協賛	
1. 目的	最近の消費者問題と、それへの対処法、さらには法的な規制や消費者トラブルの解決のために行われる消費生活相談の実際を学び、自立した消費者の育成を図ることを目的とする。
2. 開催主体	茨城県生活環境部生活文化課（及び茨城県消費生活センター）の協賛を得て茨城大学生涯学習教育研究センターが実施する連携講座とする。
3. 講座形式	一般市民及び大学生を対象とした公開講座、及び学生を対象とした正規授業（総合科目）とする。大学の正規授業となるので、この講座の授業を受講し、茨城大学の成績判定基準を満たした学生には総合科目2単位が認定される。開講に先立って、茨城大学教育研究開発センター運営委員会の了承を得る。
4. 開催条件	一般市民の受講者数が5名に満たない場合は、『茨城大学公開講座委員会の申し合わせ（平成14年7月30日）』により、開講は中止とする。
5. 開催時期	平成15年度後期開講。10月4日（土）～11月29日（土）。 授業時間は10時～12時15分、または13時15分～15時30分。 計10回（集中講義形式、合計22時間30分）
6. 募集期間	平成15年9月8日（月）～9月19日（金）。
7. 場所	茨城大学水戸キャンパス、共通教育棟2号館1階、12番教室。
8. 講師	茨城大学教官4名および茨城県生活環境部生活文化課の推薦する講師6名。
9. 受講料	一般市民の受講者からは受講料（9,200円）を徴収する。
10. 経費	学外から招聘する講師の旅費、および謝金（1時間6,000円程度）は茨城大学生涯学習教育研究センターの予算を当てる。
11. 広報活動	茨城大学生涯学習教育研究センターが中心となり、茨城県生活環境部生活文化課及び茨城県消費生活センターにも協力していただいてPR活動を進める。
12. 事務処理	一般市民の募集受付、受講料徴収その他の事務は茨城大学総務部地域連携推進室生涯学習係が行う（学生の受講受付、その他の教務に関しては茨城大学学生部学生課教養教育係が行う）。

13. 付帯事項：
 (1) 「消費生活専門相談員」等の資格取得を目指す人のために、プログラム「第2回」で案内をしていただく。
 (2) 単位の認定を希望する学生にはレポートの課題を与え、提出されたレポートの内容及び出席状況も判定して、生涯学習教育研究センター教官が総合的に成績を評価する。
14. 講座プログラム
 (1) 講座の目的、消費者問題の概観／消費生活をめぐる最近の動向（第1回）
 (2) 消費生活相談に必要な法律と基礎知識（第2回、第3回、第5回）
 (3) 消費生活の諸問題／相談の実際と対策（第4回、第6回、第7回、第8回、第9回、第10回）
12. 事務処理：一般市民の募集受付、受講料徴収その他の事務は茨城大学総務部地域連携推進室生涯学習係が行う（学生の受講受付、その他の教務に関しては茨城大学学生部学生課教養教育係が行う）。
13. 付帯事項：
 (1) 「消費生活専門相談員」等の資格取得を目指す人のために、プログラム「第2回」で案内をしていただく。
 (2) 単位の認定を希望する学生にはレポートの課題を与え、提出されたレポートの内容及び出席状況も判定して、生涯学習教育研究センター教官が総合的に成績を評価する。
14. 講座プログラム
 (1) 講座の目的、消費者問題の概観／消費生活をめぐる最近の動向（第1回）
 (2) 消費生活相談に必要な法律と基礎知識（第2回、第3回、第5回）
 (3) 消費生活の諸問題／相談の実際と対策（第4回、第6回、第7回、第8回、第9回、第10回）

(4-2) 「消費生活基礎講座」プログラム

茨城大学生涯学習教育研究センター／主催		茨城県生活環境部生活文化課／協賛	
[平成15年度]		消費生活基礎講座プログラム [後期開講]	
回	日 時	講 義 題 目	担 当
1	平成15年10月4日 10:00～12:15	現代社会と消費者問題 —消費生活に関する最近の動向—	飯塚和之 (茨城大学人文学部教授) (茨城県消費者保護審議会委員)
2	平成15年10月4日 13:15～15:30	消費者行政と消費生活センターの 役割／消費生活専門相談員の資格 取得を目指す人のために一案内	宮田正雄 (茨城県生活環境部生活文化課課 長補佐)
3	平成15年10月11日 10:00～12:15	消費生活と消費者団体	井上拓也 (茨城大学人文学部助教授)
4	平成15年10月11日 13:15～15:30	契約・解約に関するトラブルと消 費生活相談の実際／茨城大学生に みる消費生活相談の実例	河村静子 (茨城県消費生活センター消費生 活相談員)
5	平成15年10月18日 13:15～15:30	消費生活と契約	住田英穂 (茨城大学人文学部助教授)

6	平成15年10月25日 10:00～12:15	衣料の知識／商品に関するトラブルと商品テスト	栗田初美 (茨城県消費生活センター 主査兼商品試験課長)
7	平成15年11月1日 10:00～12:15	食をめぐる諸問題と消費生活	米倉政実 (茨城大学農学部教授)
8	平成15年11月8日 10:00～12:15	住宅をめぐる問題と少額訴訟制度	阿久津正晴 (弁護士)
9	平成15年11月15日 10:00～12:15	福祉サービスをめぐる苦情相談	安達豊 (茨城県社会福祉協議会施設福祉部長)
10	平成15年11月29日 10:00～12:15	金融サービスの利用をめぐるトラブルについて	松本由美子 (消費者教育講師・茨城県消費生活センター消費生活相談員・水戸家裁判所調停委員)

(4-3)「消費生活基礎講座」シラバス

回	テーマ及び講師	講義内容
1	現代社会と消費者問題 ／消費生活に関する 最近の動向 講師：飯塚和之	主に日本における消費者問題の歴史を、その背景にある経済・社会の状況と関連付けて概説し、現代の消費者問題の特徴を説明する。あわせて、最近の消費生活をとりまく環境の変化と、それを踏まえた消費者政策の展開方向等についても解説する。
2	消費者行政と消費生活センターの役割 講師：宮田正雄	県の消費者行政の役割、内容、しくみについて説明し、消費支援の重要な機関としての消費生活センターの活動及び消費者相談の動向を概説する。あわせて、消費生活相談専門員の資格取得を目指す人のために、案内を行う。
3	消費生活と消費者団体 講師：井上拓也	消費者保護における消費者団体の役割を政治学的に検討する。
4	契約・解約に関するトラブルと消費生活相談の実際 講師：河村静子	消費生活センターにおいて実際に取扱った事例をもとに、消活相談員が行う相談の受付けから処理に至る過程を紹介し、法活用、トラブルに遭わないために消費者が注意すべき事項等にて講義する。あわせて、茨城大学生にみられる消費生活相談についても考察する。

5	消費生活と契約 講師：住 田 英 穂	消費生活相談において活用する法律（特定商取引法・割賦販売法・消費者契約法）の概要を特に活用される規定を中心に講義する。あわせて、最近の消費者トラブルの8割を占める契約・解約に絡むトラブルを理解するために必要な、「契約」に係わる法律（民法）及びPL法の基礎知識を講義する。
6	衣料の知識／商品に関するトラブルと 商品テスト 講師：栗 田 初 美	衣料に関する知識及び消費生活相談のうち商品そのもののトラブルに関するものと、それに対応するため実施する商品テストの実際について、消費生活センターで取扱った事例をもとに講義する。
7	食をめぐる諸問題と 消費生活 講師：米 倉 政 実	最近の食をめぐる諸問題（食の安全、原産国（地）表示など）を取り上げ、消費生活に役立つ知識について講義する。
8	住宅をめぐる問題と 少額訴訟制度 講師：阿久津 正 晴	賃貸住宅の契約や退去時の原状回復に関する問題を中心に、住宅をめぐる問題を概説し、その解決のために活用される少額訴訟制度を紹介する。あわせて住宅の購入・請負契約についても説明する。
9	福祉サービスをめぐる 苦情相談 講師：安 達 豊	福祉サービスの制度と諸組織の概要を解説し、福祉サービスをめぐるトラブルの事例とその相談処理の実際について講義する。
10	金融サービスの利用をめぐるトラブルについて 講師：松 本 由美子	消費者金融等をめぐる諸問題を中心に、その背景やトラブル事例と対処方法について紹介する。

（4-4）学生へのレポート課題：

次の(A)(B)二つの課題のうち、いずれか一つを選んで、横書き A 4 サイズのレポート用紙にまとめて、この講座の最終日（11月29日）に教室で提出しなさい。

- (A) 消費生活におけるトラブルとその対策について、この講座を受講して「学び得たこと」、あるいは「学んだ成果」を報告しなさい。
- (B) 自己の体験にもとづいて、消費生活におけるトラブルを「どのように解決したか」、またその問題解決のプロセスを通して「どのようなことを学んだか」説明しなさい。

（4-5）受講学生の感想：

①「生活していく中でモノを買ったり、サービスを受けたりする場面は数え切れないほどある。そのため、それに伴った問題が起こることは当然のことと言えるであろう。その問題を解決するために、どう対処したらよいか？とい事を知っておくことは、現代に生きる人々の責任である、とこの講座を受講して思った。よって、上記のように対処法が少

しではあるが、身に付けられたことは、とても勉強になった。しかし、消費生活におけるトラブルは時代背景によって変化していくものなので、これからも継続的学習を続けていかなければならないと思っています。本当に少しの自分の興味をもってすれば、よりよい消費生活を送ることができるのです。社会人として生きていくためにも、不可欠な知識を得られ、本当によかったと思っています。この知識を生かし、周囲の人にも学んだことを広め、さらに消費生活の知識の大切さを確立する力になればよいと思っています。また機会を作り、深く学んでゆきたいです。(人文学部1年次生)」

②「この講義を受けて、消費生活センターというものを初めて知った。今まで消費者を守る(助ける)ものは、PL法とクーリングオフしか知らず、トラブルを起こしていても、泣き寝入りしていただろう。けれども今では、消費生活センターという心強い味方ができ、泣き寝入りしなくてもすみそうな気がする。自分の味方になり、企業と同じ土俵にあげてくれる消費生活センターがあることは、とても心強いと思った。この講義を通して、自分の無知さを知った。その文、この講義で習得した知識は大きい。生活に生かせる知識を得たので、実際に活用していきたい。また、職生活、被服、福祉など幅広い勉強ができ、新しい世界が広がったような気がする。この講座を取り、得した気分になった。(教育学部1年次生)」

③「まず、消費者という立場について考えさせられました。弱い立場から抜け出すために、このレポートの1項目めでまとめたように、消費者は知識を身に付けるべきであって、またそのために、調べたり、消費生活センターの講演会に足を運んだりして努力すべきだと思いました。私は消費者につて不足している知識をこの講座でもたくさん学びました。資料も沢山いただき、かなり詳しい内容まで説明を聞くことができ、良かったです。このレポートの2項目めでまとめたのは、ほんの一部ですが、トラブルに巻き込まれてしまったら、どうしたらいいのか、ということも具体的に知ることができて、心強くなりました。今回、学んだことを頭において、これからの生活に役立てていきたいと思っています。どうもありがとうございました。(理学部1年次生)」

④「この講座で新たに学んだことは、簡易裁判のやり方と消費生活センターといった役に立つ機関の存在、国ごとの政策の違いによる社会情勢といった、他の講義ではまず学べない貴重にことを知りました。しかし、自分が学んだことの一部を友人や先輩に話すと、皆が皆、『そんなことは知らないよ』と答えます。消費生活センターや消費者生活法は、消費者の生活を守るためのものなのに、何故これほどにまで、知名度が低いのでしょうか。皆の管理意識の低いことと、それをしっかりと教えてこなかった現代の教育の方針に少々疑問が残りました。この講座は生涯学習の講座であるとはいえ、学生として学ぶ自分たち意外にも、わざわざ忙しい時間を割いてまで勉強に励まんとやってくる外部の方々を見ると、本当に頭が下がる思いがします。(人文学部4年次生)」

(3) 地域連携事業としての「社会教育基礎講習」

この講習会は茨城県教育委員会と茨城大学生涯学習教育研究センターの共同企画により、開催される。また茨城大学においては平成15年度文部科学省社会貢献特別支援事業のうち、「地域の教育力向上専門部会」の担当する事業として位置づけられている。

本講習の主目的は、①学校教育と社会教育との連携を図るとともに、学校教員の社会奉

仕体験活動を充実させることが教育委員会の職務として規定されたことに伴い、これらをコーディネートできる人材（教員）を養成すること、②社会教育行政の専門的教育職員として位置づけられている「社会教育主事」の全校配置が有効であるが、養成人数に限度があることから、教員が社会教育の基礎知識を短期間に修得できる「社会教育基礎講習」を新たに設け、多くの教員が受講できる体制を整備すること、③地域の重要な社会資源である学校の施設等を広く地域に開放し、学校教育と社会教育の融合により家庭及び地域社会の教育力の向上を図ること、にある。なお、この「社会教育基礎講習」は茨城県教育委員会がわが国で初めて試行するものであり、社会教育の分野に新しい風を吹き入れる先駆けとして、全国の教育委員会からその成果が注目されている。茨城県では平成15年から平成18年までの4年度（4期）にわたって計800名の教員を研修させることにしている。

（3-1）平成15年度「社会教育基礎講習」要項

1. 目 的

「地域の学習活動等を支える指導者養成事業」要項第2の(2)に基づき、この要項を定める。

2. ね ら い

- (1) 学校教育法及び社会教育法の一部改正（H13.7）により、学校教育と社会教育との連携を図り、社会奉仕体験活動等、体験活動を充実することが教育委員会の職務として規定されたことに伴い、これらをコーディネートできる人材を養成する。
- (2) 社会教育行政の専門的教育職員として位置づけられている「社会教育主事」の全校配置が有効であるが、養成人数に限度があることから、教員が社会教育の基礎知識を短期間に修得できる「社会教育基礎講習」を新たに設け、多くの教員が受講できる体制を整備する。
- (3) 地域の重要な社会資源である学校の施設等を広く地域に開放し、学校教育と社会教育の連携（融合）により、家庭及び地域社会の教育力の向上を図る。

3. 事業内容

- (1) 受講者数 200人
- (2) 受講資格 公立小中学校教員
- (3) 受講者の選定 各市町村教育委員会の推薦を受け、各生涯学習センター及び各教育事務所との協議により受講者を選定する。
- (4) 講習期間 平成15年8月18日（月）から8月22日（金）までの5日間
（1日6時間・合計30時間）
- (5) 講習内容

科 目	内 容	時 間 数
生涯学習概論 社会教育計画	生涯学習と社会教育の意義・社会教育の内容等 地域社会と社会教育、地域課題の発見と明確化 家庭教育と社会教育、ボランティア活動、学校開放等	30

- (6) 受講修了者 各小中学校内において、地域とのコーディネーターの役割を担う
- (7) 場 所 茨城大学
- (8) そ の 他
 - ・この講習は、社会教育主事講習との連携として実施する。
 - ・講師は、茨城大学等から派遣する。
 - ・事業経費は、茨城県が負担する。

弘（茨城県内原町立内原中学校長）、古川稔（日立市社会福祉協議会理事）、堤千賀子（茨城県母親委員会連絡協議会）の3氏を招き、コーディネーターは松井（茨城大学生涯学習教育研究センター長）が務めた。討論では、次の4点に迫りたいと考えた。招待した3人のシンポジストには、学校経営の立場、福祉社会の観点、家庭と学校を結ぶ立場、それぞれの視点から考えを提示してもらい、参加者全員で討論を進めることに主眼をおいた。

①「開かれた学校」とは何か／「学校ひらく」とは何か：

＜住民にとって身近な存在であり地域の貴重な財産でもある学校が、「開かれた学校」として地域における学びや地域づくりの拠点（センター）としての役割を果たすとともに、ふれあいと交流のできる「人間形成の場」を提供するところに意義がある＞

②「学校をひらく」「地域に根ざした学校づくり」とはどういうことか：

＜地域との連携／地域社会への貢献／地域に信頼される学校／地域に期待される学校＞＜第三者による学校評価システム／インターネット&ブロードバンドによる学校を核とした地域コミュニティ＞

③「開かれた学校」としての具体的な施策について：

＜社会奉仕活動・青少年育成のための拠点／地域の文化センターとしての役割（コーディネーターが不可欠）／地域防災活動の拠点・災害時の避難所＞

④わがまちの特色ある取り組み—その事例紹介：

（3-5）レポート課題：

所定の書式により、1頁に集約したレポートを受講者全員に課し、それを教育委員会の担当により、1冊にまとめて印刷刊行することにした。

課題1 「下記のプログラムごとに、講義の要旨を簡潔にまとめ、報告しなさい」

8月18日（月）「生涯学習社会の背景と課題」

「生涯学習社会と国際的動向」

8月19日（火）「男女共同参画社会と学校」

「学校と地域社会」

8月20日（水）「循環型社会と学校」

「生涯スポーツ（あそび）と学校」

8月21日（木）「社会教育施設と地域の学習資源」

「学社連携学習活動（学習プログラムの立案）」（実地研修）

8月22日（金）「学社連携から学社融合へ」

課題2 「社会教育主事講習を受講しての感想を簡潔に記述しなさい」

（3-6）平成15年度の経過と具体的な成果：

①課題を達成した受講者全員（188名）には、修了式において茨城県教育長、及び茨城大学生涯学習教育研究センター長の連名による「修了証書」が授与され、第一期生が誕生した。

②第一期生は、学校教育と社会教育の結節環を成す役割を担って、県内全域に展開していく。本講習を修了した教員には、更に「社会教育主事講習」へと進出していく基礎資格を得ることになる。

③この企画は「魁」という言葉が適切である。全国の教育委員会の先頭をきって試行さ

れた。いずれは、この講習で習得した時間数は「社会教育主事講習」の所定単位数の中に含まれよう、今後も文部科学省に働きかけていくことになっている。また他の教育委員会のためにも、模範的な指標となるように、より一層内容の改善に務め、研究していく必要がある。

- ④受講者から提出された課題レポートが茨城県教育委員会により、『平成15年度受講者レポート集』として収録され、印刷刊行された。

(6) 提言：地域の教育力を高めるために

冒頭でお話したように、「地域の教育力」は自然・歴史・文化といった教育資源だけでなく、家庭、人、特に学生をも包括した地域力について考える必要がある。大学生は地域にとって大切な教育力になっている。学生たちの意識を高め、社会奉仕活動に誘う効果には、二面性がある。学生たちにとってボランティア活動が人格形成の場ともなること、それが地域社会にとっては、大きな力にまでなり得ることである。たとえ学生たちが他の地方から学びにやってくるにせよ、同じ地域の住民として地域の人的資源を構成する大事な存在であることに違いはない。大学は、そして地域は、学生たちを地域の教育力になるように育てていかねばならない。青少年の育成と地域の教育資源の質を高めることとは、きわめて高い相関をもっている。

(6-1) 生涯学習の新しい時代

生涯教育の目的は、世代を超えて共に学び合い、そして共に教え合う喜びを分かち合って、私たち一人一人が生涯にわたり、生きがいをもって活躍できる社会を築いていく力を養うことにある。ご承知のとおり、平成14年4月より大学に続いて学校園でも週5日制に移行した。

事業所や公官庁における週5日の勤務体制は、まさに生涯学習の新しい時代の始まりといえる。学校教育と社会教育の接続、高等教育と生涯教育の連携がより一層必要になってきた。遠山（前）文部科学大臣は『生涯学習の振興』と題した挨拶の中で、「人々が生涯にわたり生きがいをもって活躍することのできる社会を築いていくことは、これからの時代の要請でもあります。このため、生涯のあらゆる時期に学習機会を選択して学ぶことができ、その学習の成果が適切に評価されるような生涯学習社会の構築に向け、引き続き施策の充実を図ります。また、社会・雇用の変化に対応できる人材を育成するため、大学・専修学校等における社会人のキャリアアップのための教育を推進します。さらに、教育の情報化を進めるとともに、男女共同参画社会の形成や環境教育、人権教育について、学校教育、社会教育を通じた施策の一層の推進に努めます」と述べ、更に生涯学習社会の構築に向けた文部科学省の施策として、(1)社会教育、(2)環境教育、(3)人権啓発のための教育、(4)社会人のキャリアアップのための教育、(5)男女共同参画社会への取り組み、(6)地域と連携した文化芸術の振興、(7)情報化社会における生涯学習の在り方の研究、の7項目を掲げている（『遠山文部科学大臣・年頭の所感』文部科学広報、平成14年1月7日、第16号）。

平成14年7月の中央教育審議会答申『青少年の社会奉仕活動・体験活動の推進方策等について』では、奉仕活動を日常的な活動として捉え、自分の時間を提供し、対価を目的としないで地域や社会のために役立つ活動、と枠組みをしている。そして、初等中等教育段階のすべての青少年に対し、発達段階に応じた多様な奉仕活動・体験活動の機会が与えられるよう、学校内

外において充実した体験活動の機会を拡大していく方針であることが強調されている。

いま学校教育の場では「生きる力」を育む教育に主眼が置かれるようになった。「生きる力」とは言い換えるならば、「自己に最適のより良い生活環境を築いていく力」「社会に貢献する力」「文化を創造していく力」などを意味していると解することもできる。学校教育に一つの新しい視点が加わったと理解することもできる。

子ども達には、小学校時代からボランティア社会への導入口を開くべきで、進学や受験一辺倒の学習への埋没は、人間性の貧困そのものを育てるに他ならない。奉仕活動の社会的意義についての学習から始まり、更には体験学習への展開は、子ども達に社会の一員であることの自覚をうながし、自立心を養う上で大きな効果がある。

遠山（前）文部科学大臣が述べているように、「文化大国」に相応しい人材育成、社会発展に貢献できる人材の育成がいま要請されている。成熟したボランティア社会こそ「文化大国」の名に相応しい国家であるといえる。

（6-2）多様化していくボランティア社会

ボランティア社会には年齢の制約はない。子どもからお年寄りまで、年齢層の広がりがあるボランティア活動を多彩にし、発想を豊かにする。個々の体力や関心、生活環境にあわせて活動していくところに、自由で伸びやかな社会奉仕活動への参加が期待できる。学校・大学での取り組み、家庭での取り組み、自治体でのとりくみ、個人の取り組み、NPOでの取り組み、などなど。多様化していくボランティア社会の中で、それぞれの取り組みの方向が見えてくるはずである。

大学における「ボランティア養成講座」や学校における「社会奉仕活動」についての正規の授業プログラムの立ち上げが必要である。カリキュラムには「インターンシップ（社会体験・就業体験）」の位置づけが不可欠である。これができない大学は自然淘汰され、消えていく運命にあるのみ。もうすでに一部の有力な大学では社会に貢献できる有為な人材を育成する方略の一環として「ボランティアセンター」の設置とカリキュラムの実践研究に着手している。社会に貢献できる人材の育成のためには、「社会体験研修講座」や「インターンシップ・プログラム」を開設するとともに、社会福祉実習のための支援プログラムも策定する必要がある。国立大学では、果たしてどこまで取り組みが進んでいるのだろうか。

学校では、総合的な学習の時間や学校行事等の特別活動、課外活動の時間を活用して「社会奉仕活動」に取り組ませるのがいい、と考える先生方が多いこともわかっている。しかしその一方で、教科学習はもう手一杯で、これ以上の詰め込みはどうしても出来ない、という現場の声もよく聞く。しかし、ここでも教育観の転換が必要になってきている。教師・保護者双方の意識の変革が期待される。文部科学省における生涯学習政策局の振興策と初等中等教育局の文教政策がいまひとつ、しっかりと噛み合っていないような感じがするのは私だけではないであろう。

（6-3）ボランティア国際年と生涯学習教育研究センターの役割

いずれの大学でも「地域連携」という掛け声がよく聞こえてくる。大学と社会との密度の高い相互交流だけではなく、大学と産業（企業）との連携推進が課題ともなっている。そ

の意味では「開かれた大学」ではなくして「地域社会に根を下ろした大学」でなければならぬであろう。しかし、その具体的な施策は大学にあるのだろうか。

私たちの茨城大学生涯学習教育研究センターは発足して今年で満 11 年。すでにこれまでも市民との連帯、センタースタッフを中心とした地域との人材交流にも力を注いできた。いま私たちのセンターは全国の大学のみならず、各地方自治体とも連携しネットワークを結んでいる。当センターの優れたスタッフは「教育サービスによる社会的な貢献」を目的に、茨城県のみならず、全国的な規模で活躍し、高い評価を得ている。

社会教育から生涯教育へ。いまセンターでは、茨城県教育委員会との連携による共催事業として「社会教育主事講習」をはじめ、キャリアアップのための社会人教育へと更に進出する計画を立てて進んでいる。個々の社会人のライフステージにおいて求められる能力と意識の向上のために、そして茨城産業人のために、私たちは貢献したいと考えている。ボランティア活動に興味や関心は持つものの、もう一歩前には踏み出せないという人たちのために、当センターは「後押し」できるような仕組みや参加しやすい環境をつくりたいと考えて、努力している。

「社会貢献」という文字がよく眼につく。学校と地域社会との密度の高い相互交流だけではなく、学校と企業との連携推進が課題ともなっている。文部科学省の文教施策を受けて、茨城県教育委員会は平成 13 年に、学校教員の社会体験と生徒のインターンシップを中心に地域社会との連携を推進させることを目的とした「学校と企業等との相互交流推進協議会」を立ち上げた。茨城県は「開かれた学校」から一歩前進して「地域社会に根を下ろした学校経営」へと進化することになった。また茨城県教育委員会では、家庭、地域社会との密接な連携・協力のもとに、学校が適切に教育活動を展開し、地域に開かれた学校づくりを推進するため、平成 12 年度から 13 年度までの 2 年間、学校運営協議会を県内 5 教育事務所管内の小中学校各 1 校、高等学校、特殊教育諸学校 2 校の計 18 校に設置し、学校評議員制度のモデル事業を実施している。

「共生」という言葉がよく使われる。文化・習慣・言語・民族などの違いを乗り越え、共に力を合わせて、人類すべてが豊かに暮らしていける国際社会づくりができるならば、それはやり甲斐のある活動であり、尊い行いであるといえる。同様に、学校と地域社会との「共生」を具体化させていくことも大切なことである。平成 14 年 7 月には中央教育審議会の答申として、青少年の社会奉仕活動を推進させていくことが示された。青少年に、(1) ボランティア活動に対する理解を深め啓発すること、(2) ボランティア活動への参加を容易にするような方策を考えること、(3) ボランティア活動のネットワーク化を構築すること、そして、(4) ボランティア活動をより一層活性化させること、が盛り込まれている。すなわち「生きる力」を育むということは、私たち一人一人が生涯にわたり、生きがいをもって活躍できる社会を築いていく力を養うことにあるといえる。

ボランティア活動や社会奉仕活動を通してひとりひとりの「教育力」を高めていくこと、市民の意識を啓発し連帯の輪を広げていくことによって、町づくり・人づくり、そして産業の振興に従事する人たちの戦力を増強していくこと、この目標が生きている限り、地域と連携した大学公開講座の使命が尽きることはない。その結果として萌芽する個々の教育力が、寄り集まって大きな「地域の教育力」となることを期待したい。